

被謀ノ件關ニ非ク民衆ヲ庇直乞伊圖ヲアル事幼御名稱案科定ニ際シテ莫差借  
級人代表ノ意見ヲ聞ケテ審議ト計画ルト云フヤリ方テ是ハ民政黨ハ明ルニ我  
等莫差借役、故紗イシト訴言スルモ、勿アル民政黨ハ明ルク正シクト有板、カシ  
ニ居テスガナシモ明ルイ正シキ政治ハ行ハシテハ居ニス私ハ莫強ヨ微齊セヌ  
是ハ實現セラレヌト訴加ルモ、勿アル私臣日議會中ヒシ、莫強政主微齊セント  
シテ贊成署名ヲ求メシタカ達ニ署名捺止ニ會提出不能ニ成リニシ  
是ハ莫差借役、大半多才アル諸君今日一議會ノ故テイル莫差借役ノ為ニ  
カルシヨア一政落テイル今カノ、廢敗也ル社會世相ヲ莫差借役ノ用意ニ備リ次  
花郎年年二勝ノ解候云ベキナカル

手 2695  
6.7.6

勞組第三回  
昭和六年七月一日

(4)

總監

高橋

守雄

内務大臣安達謙藏

社會局長官殿

○第一回、第二回、勞働爭議二聞件（第三狀）

要旨ノ件關ニ非ク民衆ヲ庇直乞伊圖ヲアル事幼御名稱案科定ニ際シテ莫差借  
役、故紗イシト訴言スルモ、勿アル民政黨ハ明ルク正シクト有板、カシ  
ニ居テスガナシモ明ルイ正シキ政治ハ行ハシテハ居ニス私ハ莫強ヨ微齊セヌ  
是ハ實現セラレヌト訴加ルモ、勿アル私臣日議會中ヒシ、莫強政主微齊セント  
シテ贊成署名ヲ求メシタカ達ニ署名捺止ニ會提出不能ニ成リニシ  
是ハ莫差借役、大半多才アル諸君今日一議會ノ故テイル莫差借役ノ為ニ  
カルシヨア一政落テイル今カノ、廢敗也ル社會世相ヲ莫差借役ノ用意ニ備リ次  
花郎年年二勝ノ解候云ベキナカル

○第一回、第二回、勞働爭議二聞件（第三狀）

○第一回、第二回、勞働爭議ノ其ノ後、無過失記、通リ

記

一、總同盟側ノ行動